

2

## 不動産取得税減額申請書兼還付申請書

令和4年12月28日

〇〇総合振興局長（振興局長・道税事務所長）様

1

住所（所在地）	札幌市中央区北三条西7丁目1-1												
申請者（取得者）氏名（名称）	フリガナ ホッカイケンセツ 株式会社 北海建設												
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
電話	011	-	〇〇〇	-	××××	連絡先	090	-	△△△△	-	□□□□		
◎ 申請者（取得者）が複数いる場合は、全員が申請書を提出してください。													

次の土地及び住宅に係る不動産取得税について、減額を受けたいので、関係書類を添付して申請します。  
還付

申請の内容	減額（道税条例附則第7条の4第4項及び同条第6項） 減額に基づく還付（道税条例附則第7条の4第5項及び同条第7項）												
適用を受けようとする住宅	年度	課税標準額				税額				納期限		納付年月日	
	4	9,248,000 円				277,400 円				令和4年8月29日		令和4年8月20日	
	所	在				家屋番号				種類（用途）			
	札幌市中央区北三条西6丁目1番地1				1番1				居宅				
	構	造		床面積		新築年月日				取得年月日			
	木造		130.45 m <sup>2</sup>		平成3年9月16日				令和4年5月22日				
	改修工事の期間	改修工事後の床面積				納税通知書番号							
令和4年5月31日から		142.16 m <sup>2</sup>				400504100004							
令和4年11月6日まで													
改修工事に要した費用の額（地方税法施行令附則第9条第1項第1号の工事）													
イ	※記載要領の改修工事		864,000 円	ニ			円	ト			216,000 円		
ロ	の該当区分に係る費用		円	ホ			円	イ〜ヘ計			1,674,000 円		
ハ	の額を記載します。		324,000 円	ヘ			円	合計			1,890,000 円		
適用を受けようとする土地	年度	課税標準額				税額				納期限		納付年月日	
	4	2,194,000 円				65,800 円				令和4年8月29日		令和4年8月20日	
	所	在				地番				地目			
	札幌市中央区北三条西6丁目				1番1				宅地				
地	積		取得年月日		納税通知書番号								
322.44 m <sup>2</sup>		令和元年5月22日		400504100005									
個人への譲渡	譲渡を受けた者	住所 札幌市中央区北三条西6丁目1-1						氏名 北海太郎					
	譲渡年月日	居住の用に供した日				住宅に係る譲渡の対価の額							
	令和4年12月3日		令和4年12月10日				(20/100)		8,100,000 円		1,620,000 円		
減額・還付を受けようとする税額	(住宅) ※減額（還付）を受けようとする税額を記載します。円 (土地) 円 なお、減額（還付）を受けようとする税額の計算方法が不明な場合は、空欄のままです												
口座振替による還付を希望する場合	金融機関名及び支店名	口座名義人（カナ氏名）				預金口座		口座番号					
	※ 納付済の場合のみ記載 〇〇銀行 △△支店		カ) ホツカイケンセツ				1 普通 3 納税準備 2 当座 4 組合員勘定		0 1 2 3 4 5 6				
◎ 還付金は、申請者（取得者）以外の方の口座には振り込むことができません。 なお、申請者（取得者）が複数いる場合は、代表して受け取られる方以外は記載しないでください。													

※処理事項	床面積	宅地建物取引業者による取得	該当・否	譲渡を受けた個人が自己居住	該当・否	安心R住宅又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約	判定結果	法附則第11条の4第4項
	該当・否	新築から10年経過した既存住宅	該当・否	耐震基準適合既存住宅	該当・否		(住宅)	該当・否
	併用住宅の住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>	取得後2年以内に改修し譲渡	該当・否	改修工事費用イ〜への合計100万円以上又はニ〜トのいずれか一つ50万円以上	該当・否			法附則第11条の4第6項
		改修後床面積50m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下	該当・否	改修工事費用の総額が住宅に係る譲渡の対価の額の20%又は300万円以上	該当・否	該当・否		(土地)

備考

注意 1 裏面に掲げる書類を添付してください。  
2 ※印欄は、記載しないでください。  
3 不要の文字を消して使用してください。

添付書類

区 分	添 付 書 類
<p>1 住宅性能向上改修住宅に係る減額を受ける場合</p>	<p>1 土地又は住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要</p> <p>2 住宅の新築日を証する書類（住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など））</p> <p>3 住宅の性能の向上を図る一定の改修工事を行ったことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 増改築等工事証明書</p> <p>(2) 改修工事証明書（証明年月日が平成28年4月30日以前のもの）</p> <p>4 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を行った場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>5 改修工事を行った後の住宅の床面積を証する書類</p> <p>6 改修工事を行った後の住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し</p> <p>7 個人に対して住宅を譲渡した日及び譲渡の対価の額を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）</p> <p>8 改修工事を行った後の住宅の譲渡を受けた個人が、当該住宅に居住していることを証する書類（住民票の写しなど）</p> <p>9 昭和57年1月1日以前に新築された住宅の場合は、改修工事を行った住宅が耐震基準に適合していることを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 耐震基準適合証明書</p> <p>(2) 住宅性能評価書の写し</p> <p>(3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>10 その他総合振興局長等が指示する書類</p>
<p>2 特定住宅性能向上改修住宅の敷地に係る減額を受ける場合</p>	<p>1 住宅が特定住宅性能向上改修工事を行ったことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 安心R住宅調査報告書の写し</p> <p>(2) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>2 個人に対して土地を譲渡した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）</p> <p>3 その他総合振興局長等が指示する書類</p>

【申請書の記載要領】

① 申請年月日	減額（還付）の申請年月日を記載してください。
② 提出先宛名	申請書の提出先宛名を記載してください。
③「申請者」欄	申請者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人番号又は法人番号、電話番号、連絡先（屋間の連絡先）を記載してください。
④「適用を受けようとする住宅」欄	軽減措置の適用を受けようとする住宅について記載してください。 納税通知書が既に送付されている場合は、納税通知書に記載されている「年度」、「課税標準額」、「税額」、「納期限」及び「納税通知書番号」を記載してください。 「所在」、「家屋番号」、「種類（用途）」、「構造」、「床面積」及び「新築年月日」の各欄は、住宅の登記事項証明書等の記載内容に基づいて記載してください。 「取得年月日」欄は、売買契約等によって住宅の所有権を取得した年月日を記載してください。 「改修工事に要した費用の額」欄は、下記の表の改修工事区分に該当する額を増改築等工事証明書等の記載内容に基づいて記載してください。
⑤「適用を受けようとする土地」欄	軽減措置の適用を受けようとする土地について記載してください。 納税通知書が既に送付されている場合は、納税通知書に記載されている「年度」、「課税標準額」、「税額」、「納期限」及び「納税通知書番号」を記載してください。 「所在」、「地番」、「地目」、「地積」の各欄は、土地の登記事項証明書等の記載内容に基づいて記載してください。 「取得年月日」欄は、売買契約等によって土地の所有権を取得した年月日を記載してください。
⑥「個人への譲渡」欄	改修工事を行った住宅やその敷地を譲渡した個人の「住所」、「氏名」、「譲渡年月日」及び「居住の用に供した日」について、申請を行う者が内容を記載してください。 「住宅に係る譲渡の対価の額」欄は、個人へ譲渡した住宅に係る譲渡額（税込）を記載してください。
⑦「口座振替による還付を希望する場合」欄	口座振替による還付を希望する場合は、還付金を受け取る銀行口座の「金融機関名及び支店名」、「口座名義人（カナ氏名）」、「預金口座」、「口座番号」を記載してください。 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座の「店名」、「口座名義人（カナ氏名）」、「預金口座」、「口座番号」を記載してください。 （※注）「ゆうちょ銀行」を還付口座に指定する場合は、貯金通帳の銀行使用欄に他金融機関からの振込の受取口座が記載されている必要があります。

【地方税法施行令附則第9条第1項第1号に規定する改修工事】

区分	改修工事	増改築等工事証明書の区分
イ	1 増築      2 改築      3 大規模の修繕      4 大規模の模様替	第1号工事
ロ	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替      2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替      4 壁の過半の修繕又は模様替	第2号工事
ハ	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室      2 調理室      3 浴室      4 便所      5 洗面所 6 納戸      7 玄関      8 廊下	第3号工事
ニ	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	第4号工事 (耐震改修工事)
ホ	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入り口の拡幅      2 階段の勾配の緩和      3 浴室の改良 4 便所の改良      5 手すりの取付      6 床の段差の解消 7 出入り口の戸の改良      8 床材の取替	第5号工事 (バリアフリー改修工事)
ヘ	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事  上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事      3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	第6号工事 (省エネ改修工事)
	地域区分	1 1地域    2 2地域    3 3地域    4 4地域 5 5地域    6 6地域    7 7地域    8 8地域
ト	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替	第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)